

令和7年度 長岡市地域防災計画（本編）の改定の要旨について

次の2点を踏まえ改定を行い、市の防災体制の強化を図るもの

- ①「長岡市自助・共助の意識を高め市民のいのちを守る条例」（令和6年10月23日施行）の基本理念に基づき、災害対策を行う必要がある旨を追記
- ②新たな知見を踏まえて改定された国等の改定内容の反映
（下記の国の防災基本計画及び県の地域防災計画の改定内容を反映）

国の防災基本計画（令和6年6月改定）の主な修正点

- 1 新たな総合防災情報システム（SOBO-WEB）への防災情報の集約
- 2 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援
 - ・自治体、保健師、福祉関係者等の中で連携した状況把握の実施
 - ・在宅避難者、車中泊避難者に対する支援に係る拠点の設置、被災者支援に係る情報の提供
- 3 令和6年能登半島地震を踏まえた避難所環境の整備
 - ・パーティション、段ボールベッド等の避難所開設当初からの設置

新潟県地域防災計画（令和7年10月改定）の主な修正点

- 「令和6年能登半島地震を踏まえた防災対策検討会報告書」の反映
 - 1 ハザードマップ、液状化しやすさマップ、避難情報等の継続的な周知
 - 2 孤立地域の状況把握を踏まえた備蓄体制の強化
 - 3 避難所等運営対策
 - ・住民主体による避難所運営を目指した自主防災組織の活動の推進
 - ・避難生活に必要なものは、自ら用意することを基本とした、家庭内備蓄等の促進
 - 4 防災教育の推進と防災知識を伝えられる人材育成